

随意契約一覧表

|     | 契約日         | 件名  | 契約金額（税込）<br>（単位：円） | 担当所属名                | 契約の相手方の名称        | 根拠法令                  |
|-----|-------------|---|--------------------|----------------------|------------------|-----------------------|
| 001 | 平成31年02月22日 | 観光地の公衆トイレリニューアル（北部）業務委託                   | 69,120,000         | 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 | イワモトエンジニアリング株式会社 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 002 | 平成31年02月22日 | 観光地の公衆トイレリニューアル（南部）業務委託                   | 71,496,000         | 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課 | イワモトエンジニアリング株式会社 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 003 | 平成30年11月05日 | 京都市水垂排水処理施設浸出水集水システム整備委託                  | 14,896,440         | 環境政策局適正処理施設部施設整備課    | 株式会社植田電機         | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 |
| 004 | 平成30年11月29日 | 平成30年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）   | 69,984,000         | 環境政策局適正処理施設部施設整備課    | クボタ環境サービス株式会社    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 005 | 平成30年10月31日 | 平成30年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託（その2） | 40,500,000         | 環境政策局南部クリーンセンター工場課   | JFEエンジニアリング株式会社  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 006 | 平成30年10月11日 | 平成30年度京都市東北部クリーンセンター1号炉第1放射室左側壁他整備委託      | 20,952,000         | 環境政策局東北部クリーンセンター     | 川崎重工業株式会社        | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 007 | 平成30年12月31日 | 平成30年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置整備委託         | 31,659,120         | 環境政策局東北部クリーンセンター     | 株式会社アセック         | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 008 | 平成31年02月04日 | 平成30年度京都市北部クリーンセンター2号ボイラ1パス水冷壁水管整備委託      | 6,793,200          | 環境政策局北部クリーンセンター      | クボタ環境サービス株式会社    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 009 | 平成30年11月19日 | 平成30年度京都市東部山間埋立処分地音羽ダム浸出水取水設備点検整備委託       | 11,232,000         | 環境政策局埋立事業管理事務所       | 新明和アクアテクサービス株式会社 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |
| 010 | 平成30年12月21日 | 平成30年度京都市魚ア拉里サイクルセンタープラント設備保守管理委託（その3）    | 37,908,000         | 環境政策局魚ア拉里サイクルセンター    | 伊藤忠マシンテクノス株式会社   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
観光地の公衆トイレリニューアル（北部）業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
平成31年2月22日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から平成32年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区小山西元町47番地2  
イワモトエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
69,120,000円
- 7 契約内容  
民間の知識，経験を最大限に活用した，より効果的かつ効率的な手法でのユニバーサルデザインへの対応や内外装のリフォーム等による，トイレの快適性向上及び京都らしさの演出
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
効果的かつ効率的に事業の目的を達成するために，主として価格以外の要素における競争（コンペ，プロポーザル）により契約の相手方を選定する必要があることから，プロポーザル方式による随意契約を行った。  
プロポーザルにおいては，民間の知識，経験を最大限に活用し，効果的かつ効率的な手法でのユニバーサルデザインへの対応や内外装のリフォーム等によるトイレの快適性向上及び京都らしさの演出について提案を求め，書面及びプレゼンテーションによる審査を行った。  
手続きの透明性，公正性及び公平性を高めるため，プロポーザルの実施手法及び提案内容について，学識経験者等2名から，公募前及び審査前の2度，意見を聴取した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
観光地の公衆トイレリニューアル（南部）業務委託
- 2 担当所属名  
環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
- 3 契約締結日  
平成31年2月22日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から平成32年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市北区小山西元町47番地2  
イワモトエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
71,496,000円
- 7 契約内容  
民間の知識，経験を最大限に活用した，より効果的かつ効率的な手法でのユニバーサルデザインへの対応や内外装のリフォーム等による，トイレの快適性向上及び京都らしさの演出
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
効果的かつ効率的に事業の目的を達成するために，主として価格以外の要素における競争（コンペ，プロポーザル）により契約の相手方を選定する必要があることから，プロポーザル方式による随意契約を行った。  
プロポーザルにおいては，民間の知識，経験を最大限に活用し，効果的かつ効率的な手法でのユニバーサルデザインへの対応や内外装のリフォーム等によるトイレの快適性向上及び京都らしさの演出について提案を求め，書面及びプレゼンテーションによる審査を行った。  
手続きの透明性，公正性及び公平性を高めるため，プロポーザルの実施手法及び提案内容について，学識経験者等2名から，公募前及び審査前の2度，意見を聴取した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市水垂排水処理施設浸出水集水システム整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
平成30年11月5日
- 4 履行期間  
平成30年11月13日から平成30年12月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区納所北城堀3の5  
株式会社植田電機
- 6 契約金額（税込み）  
14,896,440円
- 7 契約内容  
水垂排水処理施設浸出水集水システムの整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本施設は、埋立が終了した水垂埋立地（以下「埋立地」という）の浸出水を処理している排水処理施設である。  
埋立地内に浸透した雨水を直接外部に流出させないため、埋立地内に溜まった浸出水を段階的に排水処理施設へ送る多数の送水ポンプ及び集水ピット、それらに付属する送水管が設けられ、集水システムが構成されている。  
平成30年9月5日の台風21号の暴風により、3箇所の送水ポンプへ給電している送電線が、懸架している電柱ごと倒壊し、断線したため送電できなくなったことから、当該区域の浸出水の送水ができず、一部の集水システムが機能不全に陥った。適切な排水処理を継続的に行うため、速やかな災害復旧が必要であることから、当該随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本件委託業務は、単なる電柱及び電力ケーブルの建て直しではなく、遠隔制御を含む複雑な浸出水集水システムを短時間で復旧する業務であることから、施工可能であるのは、当該システムのメ

メンテナンス実績のある「株式会社植田電機」と、現在、排水処理施設の運転業務を委託している「クボタ環境サービス株式会社」の2社のみである。

ただし「クボタ環境サービス株式会社」は、本件のような送配電線路の電気工事作業が含まれる案件を単体で受注した実績がなく、履行後の品質を保証できないとの理由から見積書の提出を辞退したため、本件委託業務については「株式会社植田電機」と随意契約を締結したものである。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市北部資源リサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局適正処理施設部施設整備課
- 3 契約締結日  
平成30年11月29日
- 4 履行期間  
平成30年12月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
69,984,000円
- 7 契約内容  
北部資源リサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本施設は、市民が有料指定袋に入れて排出した缶・びん・ペットボトルを受け入れ、袋や異物を職員が除去し、アルミ缶、スチール缶、無色びん、茶色びん、その他びん及びペットボトルの6種類に機械で自動選別した後、種類に応じて圧縮、梱包等の処理を施して資源化業者に出荷する施設である。

本施設のプラント設備は、プラントメーカー独自の開発技術によって設計・製作され、また、その形状・寸法・運転条件等多くの事項に、メーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、自動選別処理を行うための所定の性能を発揮できるようにした、いわゆる総合プラントである。そのことから、本施設の各設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、他者に公開されていないプラントメーカー独自の技術が必要となる。

また、本施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム及びプラントの運転管理に必要なデータの処理や帳票出力等を行うデータ処理装置といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、本施設全体を運転制御している。これら一連のソフトウェアは、メーカー独自の設計思想に基づき、各主要機器との整合等を考慮し、設計製作されているものであり、点検、調整、修理を行うためには、この設計思想及びソフトウェアの内容に関する正確な技術情報が必要であるが、この技術情報は他者に公開されていないため、他の者では点検、調整、修理を行うことが不可能である。

従って、本施設の点検整備及び調整を行うためには、プラントメーカーの独自技術及び施設全体

を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で、施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには、各々を分離することはできない。本委託業務において、プラント設備に関する詳細な情報を有する者がプラントメーカーしか存在しないため、契約の相手方がクボタ環境サービス株式会社※に特定される。

※ プラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設的设计・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結する。

## 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市南部クリーンセンター第一工場ごみ焼却炉設備保守管理委託（その2）
- 2 担当所属名  
環境政策局南部クリーンセンター工場課
- 3 契約締結日  
平成30年10月31日
- 4 履行期間  
平成30年11月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区宮原一丁目1番1号  
JFEエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
40,500,000円
- 7 契約内容  
ごみの処理を行うためのプラント設備の点検，保守，整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ごみ処理施設は，主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり，形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって，所定の性能を発揮できるようにしたいわゆる総合プラントであり，主要設備の点検，調整，修理等の保守管理業務においては，特に専門的な独自技術が必要となる。

また，ごみ処理施設においては，プラントメーカー自らが開発した独自技術による設備の他，プラントメーカーの指示に基づき，他者が製作した設備等を使用したうえで，これら一連の設備をプラントメーカーが開発したソフトウェアで制御し，必要な性能を発揮している。したがって，ごみ処理施設の点検整備及び調整を行うためには，プラントメーカーの独自技術及び施設全体を制御しているソフトウェアを扱えることが必要で，施設全体としての性能を発揮できるよう調整を行うためには，各々を分離することはできない。

また，ごみ処理施設の性質上，常に必要な性能を安定的に維持する必要があることから，各機器の故障を未然に防ぐための予防保全の他，故障や性能低下等の非常事態が発生したときには，故障復旧等迅速な対応が必要であるが，そのためには，各機器の構造等，詳細な技術情報及び全体を制御しているソフトウェアについての知見を有していなければならない。

以上のとおり，本委託業務においては，設備機器及びソフトウェア等に関する詳細な技術情報が必要だが，当該情報は他者には公開されておらず，プラント設備に関する詳細な情報を有する者が製造業者しか存在しないため，建設したプラントメーカー以外には，契約を履行できるものがなく，

契約の相手方が特定される。従って、JFEエンジニアリング(株)と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市東北部クリーンセンター1号炉第1放射室左側壁他整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
平成30年10月11日
- 4 履行期間  
平成30年10月12日から平成30年12月11日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区堂島浜2丁目1-29 古河大阪ビル  
川崎重工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
20,952,000円
- 7 契約内容  
1号炉ボイラーの左側壁水管に漏水及び焼却飛灰のブリッジが発生したことによる整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラー設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、プラントメーカーである川崎重工業株式会社に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため川崎重工業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市東北部クリーンセンター計量データ処理装置整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局東北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
平成30年12月31日
- 4 履行期間  
契約日の翌日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市南初島町12番地の6  
株式会社アセック
- 6 契約金額（税込み）  
31,659,120円
- 7 契約内容  
東北部クリーンセンターのごみ自動計量システムの一部を構成している計量データ処理装置を構成する各端末機器の更新及びソフトウェアの整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本件業務において整備する各端末機器に組み込むソフトウェアを含めた計量データ処理装置及び自動計量システムのソフトウェア及びシステム的设计は、メーカーのノウハウに基づいた独自技術が用いられており、その情報は公開されていない。また、ソフトウェアを整備するには、プログラムの情報を保有し、更新する技術を有していることが必要である。これらの条件を満たすものは、メーカーである株式会社アセック1者のみとなる。  
よって、本委託業務の契約は、その性質が競争入札に適さないため、メーカーである株式会社アセックと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市北部クリーンセンター2号ボイラ1パス水冷壁水管整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局北部クリーンセンター
- 3 契約締結日  
平成31年2月4日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から平成31年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号  
クボタ環境サービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,793,200円
- 7 契約内容  
ごみ焼却施設の主要設備である燃焼ガス冷却設備に付属するボイラの性能維持のための整備を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ごみ処理施設は、主要設備がプラントメーカー独自の開発技術によるものであり、形状・寸法・運転条件等多くの事項がメーカーの特許やノウハウ等を駆使することによって、所定の性能を発揮できるようにしたいいわゆる総合プラントである。その中でも、焼却炉、ボイラ設備、蒸気タービン設備、排ガス設備、ソフトウェア等、主要設備の点検、調整、修理等の保守管理業務においては、特に専門的な独自技術が必要となり、契約の履行に必要な技術情報を有する者が、クボタ環境サービス株式会社<sup>\*</sup>に特定され、他の者では契約を履行することができず競争入札に適さないため随意契約を締結する。  
※ プラントメーカーである株式会社クボタは、平成22年4月1日にリサイクル関連機器、施設  
の設計・製造・販売及びアフターメンテナンス事業を全面的に100%子会社のクボタ環境サービス株式会社へ事業移管したため、本委託業務はクボタ環境サービス株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市東部山間埋立処分地音羽ダム浸出水取水設備点検整備委託
- 2 担当所属名  
環境政策局埋立事業管理事務所
- 3 契約締結日  
平成30年11月19日
- 4 履行期間  
平成30年11月20日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
兵庫県芦屋市打出町7-18  
新明和アクアテクサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
11,232,000円
- 7 契約内容  
埋立処分地の貯留構造物である音羽ダムに貯留する浸出水を、浸出水前処理設備へ送水するための大型ポンプを含むダム浸出水取水設備の点検整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
浸出水取水設備を構成する荷役装置には、安全性を高めるため、着脱装置の載荷状況及び載荷中の異常等を検知する機能があり、これは、新明和アクアテクサービス株式会社\*の独自の技術である。  
また、揚水用の大型ポンプについても、新明和アクアテクサービス株式会社の製品であり、ダム底の集水ピットでポンプと既設揚水管とを取付けるための接続金具や機器等は当該のポンプの専用設計であるため、他業者では荷役装置等付帯設備の技術情報や、点検整備の施工上必要となるポンプの脱着や吊上げ下げ等の作業を実施できないことから、契約の履行に必要な技術情報と安全に施工できるノウハウを持った、新明和アクアテクサービス株式会社と随意契約を締結する。  
※ 「新明和アクアテクサービス株式会社」は、本埋立処分地の建設時に設計及び施工を行った「新明和工業株式会社」のグループ会社であり、本業務に関する技術については、組織改編により、新明和アクアテクサービス株式会社に業務移管されている。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市魚アラリサイクルセンタープラント設備保守管理委託（その3）
- 2 担当所属名  
環境政策局魚アラリサイクルセンター
- 3 契約締結日  
平成30年12月21日
- 4 履行期間  
平成31年1月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区永田町2丁目14番2号  
伊藤忠マシンテクノス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
37,908,000円
- 7 契約内容  
魚アラリサイクルセンタープラント設備の定期点検整備

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市魚アラリサイクルセンターは、廃棄物処理法上の一般廃棄物処理施設で、かつ、化製場法に定める化製場として位置づけられた施設であり、市内の卸売市場や鮮魚店から排出される魚アラを適正に処理し、魚粉（飼料）として再資源化している。

本施設は、旧施設の敷地を利用して建替えを行っており、単に魚アラを処理するだけでなく、最新の技術を導入し、臭気対策など、環境に配慮したプラントとする為に各設備を限られたスペースの中に設置可能となるよう、プラントメーカーが独自の開発技術により設計製作している。

従って、その形状・寸法・運転条件等多くの事項にメーカーの特許やノウハウ等が生かされており、これらのメーカー特許やノウハウ等が駆使されることによって所定の性能が発揮されるようにした総合プラントであり、各設備の点検・調整・修理等の保守管理業務においては、専門的な公開されていないプラントメーカー独自の技術が必要である。

さらに、本施設の運転に必要なソフトウェアは、各機器の運転操作並びに自動運転を掌るプラント用集中管理システム及びプラント運転管理に必要なデータ処理を行うデータ処理装置といった、プラントメーカーが開発した独自のソフトウェアの集合体で構成され、本施設全体の運転を制御している。これらのソフトウェアの内容に関する技術情報は他者には公開されていないため、他の者では点検・調整・修理を行うことができない。

以上より、本件業務は、プラントメーカー以外には契約を履行できる者がいないため、伊藤忠マシンテクノス株式会社と随意契約を締結している。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他